

保有個人データに関する事項

京都府土地改良事業団体連合会

1 事業者の名称

京都府土地改良事業団体連合会（以下「当会」という。）

2 当会が保有する個人情報の利用目的

(1) 当会が保有する個人情報一般

当会の保有する個人情報は、次に掲げる当会の事業の円滑な実施のために利用する。

- ① 当会の会員たる土地改良区等の事業の指導
- ② 当会の会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術的な指導その他援助
- ③ 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ④ 土地改良事業に関する調査及び研究
- ⑤ 京都府及び府内土地改良区等の行う土地改良事業に対する協力
- ⑥ 上記①から⑤に掲げる事業のほか、当会の目的達成するために必要な事業

(2) 当会が雇用する職員等について当会が保有する個人情報

当会が、(1)に掲げる各事業を実施するために雇用する職員等の個人情報は当該職員等の雇用管理のために利用する。

3 個人情報の保護に関する方針

当会の個人情報保護に関する方針は次のとおり。

- ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- ② 苦情処理に適切に取り組む。

4 個人情報の共同利用に関する事項

(1) 本会の保有する個人データは、必要に応じて市町村及び土地改良区等の会員と共同で利用する。

(2) 共同して利用する個人データの項目、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。

- ① 共同で利用する個人データの項目
氏名、住所等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ② 利用する者の利用目的
農地情報整備支援の円滑な実施その他の地域農業の振興のため

- ③ 当該個人情報の管理について責任を有するものの名称
個人情報保護管理者 常務理事

5 利用目的の通知又は保有個人データの開示等に関する手続及び手数料

(1) 開示等に関する手続

当会に、利用目的の通知又は保有個人データ等の開示等を求める者は、その旨及びその内容を記載した書面を当会に提出するとともに、当該開示等を求める者が本人である場合は本人であることを示す書類（運転免許証等）、代理人である場合は当該代理権限を証する書類（委任状等）を提示する。

(2) 開示等に関する手数料

開示等に関する手数料は、次の表に定める。

なお、手数料は、現金又は銀行振込み（送料については、郵便切手の納付で代えることができる）により納付する。

第15条第2項 (利用目的の通知の求め)	20円及び送料
第16条第1項 (保有個人データ等の開示の求め)	用紙1枚につき20円及び送料

6 当会の個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先

当会の個人情報の取扱いについて、苦情の申し出先は下記のとおり。

苦情担当者	当会事務局長
電話番号	075-451-4137
FAX番号	075-414-2777